

Society5.0 を見据えた個人認証基盤のあり方懇談会 開催要綱

第1 目的

公的個人認証サービスが最も信用度の高い個人識別機能を提供している現状を踏まえ、Society5.0 社会にふさわしい個人認証基盤のあり方など、将来を見据えて検討を深めていくべき論点の整理を行うことを目的とする。

第2 名称

本懇談会は、「Society5.0 を見据えた個人認証基盤のあり方懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

第3 構成

- (1) 懇談会のメンバーは別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会に、座長1人、座長代理1人を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長が不在又は事故がある場合には、座長代理がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 懇談会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、必要な調査を実施することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。

第5 その他

- (1) 懇談会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。